

時事新報

流行病の預防法

府下集地邊には此程より腸炎扶流流行して死亡者も少
なからず目下猶ほ蔓延の勢ありと云ふ右に付き京橋區
内に住居する諸醫師の組織したる醫會又於ては請を爲
して曰く從來コレラ等流行病の折には其預防消毒も
も一切官の差遣に任せ病人の診察治療さへも區醫が役
目上の勤務として規則の上に於ては差支なきものと
ても市町村自治の制も既に實行され人民に重きを歸し
たる今日に至りては獨り官の手にも依頼す可きに
あらざる殊に區内は醫會又は衛生會など既に私立の
ものありて平日より公共衛生の事に就ては彼れ是れ研究
も少ならずして各自自から所見もあつたれば斯
る場合より其實を現はす所されど醫會より發議して
衛生會の同意を得、既に病に罹りたるものも届出方又
は事情に依て病院へ送る等の事は公の手續に依るも
勿論なれども其預防消毒法も公共の衛生に關するも
のには官の手を煩はさずして一切衛生會に於て引受くる
事に致したる京橋區私立衛生會の名を以て東京府廳
へ申出たる處府廳にても大賛成の趣にて補助金をも附
與する事となり又區内其他有志者の寄附金も少なから
ざるより昨今いよいよ實施に着手したりと云ふ抑も傳
染病預防の事に就ては從來政府の注意一方ならずして
コレラ流行の折などは其向の人々は非常の盡力にて
之が爲め公私の費用は随分少なからずとのみとあれど
も人民は其割合に之を喜ばざるのみならず却て嫌惡の
情を披ひものさへなきもあらず殊に地方などに至り
ては其情一層甚しうして之が爲めに一揆騒動の沙汰も
と近來頻に絶ちたるが如くなれども内實の苦情は依然
然の如くにして當局者の苦心は病毒の蔓延よりも寧ろ
人の苦情の始末に在りて云ふ畢竟事の新奇にして今の
民情は慣れざるが爲めあらざれば又一方より察す
れば病は人事の大變として此變に逢ひ家内中は申す迄
もなく親戚朋友ともに心を痛ましめて不幸を悲しむは
人情の常なるも然るに今の傳染病の規則實行の實際に
は時として或は人の人情に反したる取扱もなきに非
ずと云ふ或以傳染病の如き危険の場合に於ては區々た
る人情も會して之が爲め可き病毒を社會に流す
ふともありて由々しき大事あれば事至りては内情
あてはらばざるも規則に依て處分す可しと云へば云ふ
可きなれども細かに事の實際を窺へば同一の規則にて
之を行ふ手心の如何に依りては人の感觸に非常の差
異なきにあらざれば法官が法律を執行するが如く唯
一片の法理にのみ依りて事を處断するときは枯槁殺
風景の沙汰にして色も香もなき次第なれども所謂行政
の處分として操縦の機を心に凝め巧に之を操つるよ於
ては世傳の人情を記さずして却て事を實際に行はれし
むるの餘裕なきもあらず預防規則の如きも規則其物に
就て見れば多少不完全の處は之ある可しと雖も斯る場
合の法として決して無理あるものもあらずれば流行
の實際さへ其宜しきを待たらんには今日の如き苦情も
なかる可き今の世間の風として傳染病預防の事など
は其の務を多し之を官吏に一任して置みされば吏
に其の務を多し之を官吏に一任して置みされば吏
に其の務を多し之を官吏に一任して置みされば吏
に其の務を多し之を官吏に一任して置みされば吏

然るに今京橋區の醫會及び衛生會が私立の一體を以
て自ら進んで事なかり成る可く官の手を煩はさずして
預防の實を舉んとするは恰も從來の業を啓き別一機
軸を出したるものにて我輩は大に其美譽を賛成する者
あり願ふに今府下を始め各地方ともに醫會もしく
或私立衛生會の設けも少からざる事なれば若しも今
後不幸にして傳染病の流行する場合もあらば今度の例
に倣ひ何れも自ら進んで預防の事を引受け漫に之を官
の手のみ依頼せずして自治の精神を以て之を處理す
るものとあらんには現行の預防規則も圓滑に行はれて
人情を犯すも少なく官民公私の便利の上ある可らず
殊に醫會衛生會などを設けて平日衛生の事を研究する
は畢竟かゝる時機も臨んで其力を發すが爲めなる可け
れば我輩は京橋區醫會衛生會の美譽を賛成すると同時
に全國にその例を開かん事を希望する者なり

官報

大藏省告示第六十五號

久留米國庫金出納所出納區域ヲ改メ久留米市ヲ久留米
國庫金出納所ノ區域ニ屬シ御井郡北野村ハ久留米國庫
金出納所北野出納支所ヲ設置シ御井郡原山本ノ三郡ニ
係ル國庫金ノ事務ヲ取扱ハシム
右本月十二日ヨリ執行ス
明治廿二年 大藏大臣伯耆松方正義
八月十三日

○通信省告示第五百十九號
當省告示第五百三十七號ヲ以テ清國芝罘ニ設置ノ郵便受
取所ヲ廢シ以來在同港我領事館ニ於テ郵便物受渡事務
ヲ取扱フ
但書郵便物ハ取扱ハス
明治廿二年 遞信大臣伯耆藤原義
八月十二日

○内務省訓令第三十五號
集治監 假留監
監獄則第二十四條ニ依リ處分シタル貨物ハ毎月四月三
十日限り前一週年度ノ收支精算書ヲ調製シ當省ヘ報告
ス
明治廿二年 內務大臣伯耆松方正義
八月十二日

○東京府告示第六十二號
公證人役場位置左記ノ通認可相成リ本月十二日ヨリ開
場事務可取扱東京府審判所ヨリ通牒セリ
明治廿二年 東京府知事男爵高崎五六
八月十三日

○東京府告示第六十一號
府會議員選舉人名簿編製及確定期
限等總テ本年法律第六號府會議員選舉規則ニ規定セ
ラレタル時期ニ依ルヘキニ付規則第五條選舉人其住居
地外ノ區町村ニ於テ納ムル地租額ハ同年九月十五日迄
ニ住居地ノ區長又ハ町村長ニ届出可シ
明治廿二年 東京府知事男爵高崎五六
八月十三日

○東京府告示第六十號
公證人役場位置
右京橋區治安裁判所管内
○委任及辭令
任陸軍教授
陸軍教授 牧野 清利
陸軍教授 越智 直
陸軍教授 阿部 典人
陸軍教授 阿部 典人
陸軍教授 阿部 典人

○東京府告示第六十九號
公證人役場位置
右京橋區治安裁判所管内
○委任及辭令
任陸軍教授
陸軍教授 牧野 清利
陸軍教授 越智 直
陸軍教授 阿部 典人
陸軍教授 阿部 典人

○東京府告示第六十八號
公證人役場位置
右京橋區治安裁判所管内
○委任及辭令
任陸軍教授
陸軍教授 牧野 清利
陸軍教授 越智 直
陸軍教授 阿部 典人
陸軍教授 阿部 典人

○東京府告示第六十七號
公證人役場位置
右京橋區治安裁判所管内
○委任及辭令
任陸軍教授
陸軍教授 牧野 清利
陸軍教授 越智 直
陸軍教授 阿部 典人
陸軍教授 阿部 典人

○東京府告示第六十六號
公證人役場位置
右京橋區治安裁判所管内
○委任及辭令
任陸軍教授
陸軍教授 牧野 清利
陸軍教授 越智 直
陸軍教授 阿部 典人
陸軍教授 阿部 典人

○東京府告示第六十五號
公證人役場位置
右京橋區治安裁判所管内
○委任及辭令
任陸軍教授
陸軍教授 牧野 清利
陸軍教授 越智 直
陸軍教授 阿部 典人
陸軍教授 阿部 典人

○東京府告示第六十四號
公證人役場位置
右京橋區治安裁判所管内
○委任及辭令
任陸軍教授
陸軍教授 牧野 清利
陸軍教授 越智 直
陸軍教授 阿部 典人
陸軍教授 阿部 典人

○東京府告示第六十三號
公證人役場位置
右京橋區治安裁判所管内
○委任及辭令
任陸軍教授
陸軍教授 牧野 清利
陸軍教授 越智 直
陸軍教授 阿部 典人
陸軍教授 阿部 典人

○東京府告示第六十二號
公證人役場位置
右京橋區治安裁判所管内
○委任及辭令
任陸軍教授
陸軍教授 牧野 清利
陸軍教授 越智 直
陸軍教授 阿部 典人
陸軍教授 阿部 典人

○東京府告示第六十一號
公證人役場位置
右京橋區治安裁判所管内
○委任及辭令
任陸軍教授
陸軍教授 牧野 清利
陸軍教授 越智 直
陸軍教授 阿部 典人
陸軍教授 阿部 典人

○東京府告示第六十號
公證人役場位置
右京橋區治安裁判所管内
○委任及辭令
任陸軍教授
陸軍教授 牧野 清利
陸軍教授 越智 直
陸軍教授 阿部 典人
陸軍教授 阿部 典人

○東京府告示第六十九號
公證人役場位置
右京橋區治安裁判所管内
○委任及辭令
任陸軍教授
陸軍教授 牧野 清利
陸軍教授 越智 直
陸軍教授 阿部 典人
陸軍教授 阿部 典人

○東京府告示第六十八號
公證人役場位置
右京橋區治安裁判所管内
○委任及辭令
任陸軍教授
陸軍教授 牧野 清利
陸軍教授 越智 直
陸軍教授 阿部 典人
陸軍教授 阿部 典人

○東京府告示第六十七號
公證人役場位置
右京橋區治安裁判所管内
○委任及辭令
任陸軍教授
陸軍教授 牧野 清利
陸軍教授 越智 直
陸軍教授 阿部 典人
陸軍教授 阿部 典人

アロパニスマルクトルマキスフエスカ
福山山形富山新潟石川長野下野下野下野(以上八
月八日農商務省)
○電報數及料金 遞信省工務局より調査せる本年七
月中各郵便電信局及電信局に於て取扱ひたる電報發信
數同料金の概算高並に前年同月分との比較及東京熱海
間電話通信度同料金概算高は左表の如し但し本年六
月概算高より電報通數四萬二千四百八十一通、同料金
七千九百八十三圓四十二錢、電話通信度數二十一度、同
料金四十錢を増せり(遞信省)
内外電報 (料金) 七月 前年七月 増減
東京間電話通信 (料金) 七月 前年七月 増減
○鑄造貨幣高及試験結果 本年七月中造幣局鑄造貨幣
高及試験の結果は左の如し
鑄造貨幣高表
金貨幣 五圓 一八、五一七 九二、五八五
銀貨幣 一圓 六三、三二〇 六三、三二〇
白銅貨幣 五錢 四、一三五、〇〇〇 三、六七五、〇〇〇
鑄造貨幣品位試驗表
一圓 品位 平均 試驗
五圓 品位 平均 試驗
一圓 品位 平均 試驗
五錢 品位 平均 試驗
白銅貨幣 品位 平均 試驗
鑄造貨幣量目試驗表
試驗ノ枚數 試驗ノ枚數 最良ノ量目 平均量目
金貨幣 五圓 五八 一、二〇〇、〇〇〇 一、二〇〇、〇〇〇
銀貨幣 一圓 三三三 四、一三五、〇〇〇 四、一三五、〇〇〇
白銅貨幣 五錢 八七 四、一三五、〇〇〇 四、一三五、〇〇〇
一枚ノ重量 千枚ノ量目
一圓 一、二〇〇、〇〇〇 一、二〇〇、〇〇〇
五圓 五、八〇〇、〇〇〇 五、八〇〇、〇〇〇
五錢 四、一三五、〇〇〇 四、一三五、〇〇〇

右品位置目共公差ノ内ニテ
○鐵道線路測量假免狀下付 鐵道布設の出願に依り内
閣總理大臣より本月六日第九號を以て奈良鐵道會社
起人ノ左の假免狀を下付せり
奈良鐵道會社起人今村勸三外十一名
官設鐵道京師停車場ヨリ奈良縣下奈良ニ至ル鐵道布
設出願ニ依リ同線路實地測量スルコトヲ許可ス但此
假免狀下付ノ日ヨリ滿十二箇月以内ニ私設鐵道條例
第三條ニ記載スル圖面書類ヲ調製シ差出サ、レハ此
假免狀ハ無効ノモノトス
○葡領地鐵道事件詳報 在阿非利加葡領地之東南部
アラゴア灣鐵道布設事件ニ關シ英、葡兩國間に紛議を
惹起せる事は去月二日倫敦發ルル電報ニ據り去月
四日の本欄電報に揭載せしか今去月三日及十日の紐育
毎週ハラルド及紐育毎週トリビューンを閱するに稍々
右事件ニ關する詳報を載せられたれば左之を採録譯出ス
アラゴア灣鐵道會社の株主等は今回葡國政府が同鐵
道布設許可を取消したる一事に就き本日集會を開き
斯の如き事件は必ず非常の困難を生ずべきものある
か故に飽くまで同會社事業を棄せんとする葡國の
處置に抵抗する事、若し葡國に於て其取消を斷
行するときは英國政府に請ひて英國が義に千八百十
四年を以て葡國を貸渡せる三百萬磅の返済方を葡國
に要求せしめ其金額を以て同鐵道を買取る事、同會
社より葡國に對し損害賠償の訴を起し且つ英國政府
に右要求を強助せんことを請求する事を議決せり
右アラゴア灣鐵道事件を議するたため日臨時内閣會議
を開く等あり又里斯本に於ける示威艦隊運動に加は
るため葡領艦隊は多分同地に向ふべしと云ふ(本
年六月二十八日倫敦電報)
(註)茲に會へる葡國負債は本世紀の始に起れる半
獨戰中英國將校の下に在りて取へる葡國兵士
仕拂ふため英國より借入れたるものなり
アラゴア灣ヨリ同通信に鐵道事件に就き紛擾起れる
由を報せり即ち葡領地は鐵道の一部を破壊し此
暴舉を防かんとせる英國將校に向ひ發銃せり居留
外國人の恐懼甚しく及害を避けんかためり以て
英國領事館に請集せり葡領地は遠難者たる一英

人を逮捕せり居
スエデンヤード
の議決を許し
葡國をして
用なり唯同會
事足れり且
牙國に迫り其
せり(以上六日
葡領地政府は
する事を承諾
葡領地に據れ
會社債入れの
根の脱あるも
し毫も暴舉を
せられたるは
に不日着手
カスルタツ
灣鐵道會社株
主を執らんと
アラゴア灣及
アラゴア灣に
ハラルドは七
百五十五圓千
府發電報)
英國上院に於
害せんとする
の軍艦をアラ
る十分ある
葡國の所爲は
葡國に向ひ葡
さるへからさ
ては外務大臣
旨を述べ且つ
アラゴア灣
又葡國が右鐵
出でたるや之
紐育毎週ハラ
は葡領地人の
至るの鐵道工
して其の工本
する所に資本
人の手裡に在
あるものと發
社ノ許可を與
るものと思惟
アラゴア灣を
するを覺知す
可を取消し工
に與ふべき債
紛擾を生した
又去月十日の
は右事件は外
單に葡國のみ
起するの虞あ
る事件なりと

○西村大分縣知事
上京したり右
しと同氏は越
止宿せしよし
○重要植物主
マキスフエス
の六縣下巡
性調査の爲め
○陸海實験所
度青森縣下へ

○陸海實験所
度青森縣下へ

○陸海實験所
度青森縣下へ

○陸海實験所
度青森縣下へ

○陸海實験所
度青森縣下へ

○東京府告示第六十二號
公證人役場位置
右京橋區治安裁判所管内
○委任及辭令
任陸軍教授
陸軍教授 牧野 清利
陸軍教授 越智 直
陸軍教授 阿部 典人
陸軍教授 阿部 典人

○東京府告示第六十一號
公證人役場位置
右京橋區治安裁判所管内
○委任及辭令
任陸軍教授
陸軍教授 牧野 清利
陸軍教授 越智 直
陸軍教授 阿部 典人
陸軍教授 阿部 典人

○東京府告示第六十號
公證人役場位置
右京橋區治安裁判所管内
○委任及辭令
任陸軍教授
陸軍教授 牧野 清利
陸軍教授 越智 直
陸軍教授 阿部 典人
陸軍教授 阿部 典人